

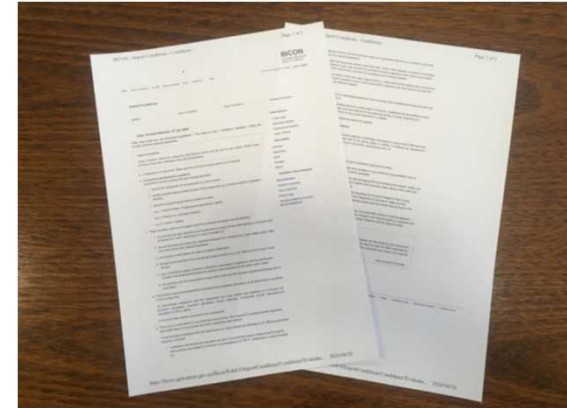
## 【日本企業との連携】国産ペットフードの輸出支援 (オーストラリア・キャンベラ)

実施日： 令和2年3月13～20日  
実施期間： 在オーストラリア大使館  
関連企業： いなば食品株式会社

### 【概要】

- 国産ペットフードに添付されていた衛生証明書の内容では、豪当局の定める衛生条件を満たさないという理由で、入港直前に差し止めとなり、3月13日に、輸出元であるいなば食品(株)はシドニー総領事館へ支援を依頼。
- 輸入が差し止めとなった場合、高額な倉庫使用料が嵩むほか、最悪の場合、廃棄や日本への返送のための費用も必要となるため、迅速な対応が必要。
- 動植物検疫は豪連邦政府所管であることから、シドニー総領事館は直ちに連邦政府との調整窓口である在豪大と情報を共有。
- 在豪大担当者は、輸入条件の内容を精査し、豪当局(農業水環境省)及び日本の当局(農林水産省)の双方に、証明事項を補完する情報提供を行うことにより、日本への返送を回避し、無事輸入できるよう連絡・調整。
- 豪当局は、農林水産省からの補完的な情報提供を受け、20日に輸入を認め、いなば食品(株)は、膨大な財政的損出を回避するとともに、今後の販路拡大にとって重要な顧客との信頼関係を保った。

在オーストラリア大使館



豪当局が定めるペットフードの輸入条件  
(BICON: Australian Biosecurity Import  
Conditions)



輸入実現後に、いなば食品(株)代表より謝辞と  
ともに当館に情報提供のあった英語版CMデモ  
画像のワンシーン